

## 熊本大学九州連合同窓会会則

改正 令和元年 05 月 08 日

令和 4 年 03 月 28 日

(名称)

第 1 条 本会は、熊本大学九州連合同窓会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、九州、沖縄及び山口地区（以下「九州地区」という。）に在住する熊本大学の卒業生及び修了生（以下「同窓生」という。）が、各学部又は学科の同窓会（以下「各学部等同窓会」という。）を越えた横断的な相互交流、連携を推進することにより、九州地区での各学部等同窓会活動の更なる充実と同窓生の隆盛を図り、熊本大学との緊密な連携により、熊本大学及び各学部等同窓会の発展に寄与するとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各学部等同窓会及び同会員相互の交流、連携を推進する事業
- (2) 熊本大学との連携及び協力を支援する事業
- (3) 熊本大学の教育研究及び産学連携に対する支援事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は、九州地区に在住する熊本大学（旧制第五高等学校、熊本師範学校、熊本青年師範学校、熊本医科大学、熊本薬学専門学校、熊本工業専門学校及び熊本大学医療技術短期大学部を含む）の同窓生とする。

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表幹事 会長が所属する同窓会から 1 名
- (4) 幹事 代表幹事が所属する同窓会を除く、各学部等同窓会から各 1 名
- (5) 会計監事 若干名

(役員を選任)

第 6 条 前条に規定する役員は、各学部等同窓会から推薦された者 2 名のうちから、第 10 条に規定する役員会において選任する。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 代表幹事は、会務の執行及び事務局を統括する。
- 4 幹事は、本会と各学部等同窓会との連絡調整を図る。
- 5 会計監事は、会計の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の後任者の仕事は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(名誉会長及び顧問)

第9条 会長は、役員会の推薦により、名誉会長及び顧問を委嘱することができる。

(役員会)

第10条 本会の事業及び運営について審議を行うため、第5条の役員で構成する役員会を置く。

2 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 役員の選任に関する事項
- (2) 会員相互の交流、連携の推進に関する事項（収支報告を含む）
- (3) 会則の制定又は改廃に関する事項
- (4) その他本会の運営に関する事項

3 役員会は、毎年1回、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

4 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 名誉会長及び顧問は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

6 会長は、必要があるときは、役員以外の者を役員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会員相互の交流、連携の推進を図るため、原則として毎年1回開催する。

(会費)

第12条 年会費は、徴収しない。

(会計)

第13条 本会の経費は、開催行事の参加費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会に、その事務を処理するため、熊本大学研究・社会連携部内に事務局を置く。

(雑則)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を得て、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成26年2月21日から施行する。

2 この会則施行後、最初に委嘱される第5条の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。